４．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の20第１項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

５．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の20第１項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

５．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

６．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　次に掲げる認定の申請であって、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

一　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第六条の規定による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「旧適正化法」という。）第五条の十三第一項（旧適正化法第五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定又は認定の更新の申請

二　施行日前にされた旧適正化法第五条の十七第一項の規定による変更の認定の申請

３　施行日前に旧適正化法第五条の十四の認定（施行日以後に前項第一号の規定によりなお従前の例によりされた認定を含む。）を受けた管理計画認定マンションに関する改正法第六条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十九第一項の変更の認定については、なお従前の例による。

○環境省令第二十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

環境大臣　石原　宏高